

被処分者	処分の程度	処分年月日	事件概要
相双方部の出先機関の一般職員 (20代、女性)	減給 1 月	R8.7.15	令和 8 年 2 月 2 0 日（金）、私用のため、南相馬市から郡山市に向かう途中、私有自動車で福島市飯坂町東湯野字道端 1 1 番 4 先の東北自動車道上り線を郡山市方面へ走行していた午後 9 時 5 分頃、制限速度時速 1 0 0 k m の現場を時速 1 4 9 k m で走行し、速度違反自動取締装置に記録され、法定速度を時速 4 9 k m 超過していたとして検挙されたものである。